

同時発表：法務省

令和 7 年 6 月 13 日
住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付**「令和 7 年度 改正マンション関係法に関する説明会」を開催します！**
～改正マンション関係法に関する説明会の参加申込の受付開始～

国土交通省は、法務省と連携し、今般改正されたマンション関係法（建物の区分所有等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等）に関する説明会を開催します。

近年のマンションをめぐる、建物と居住者の「2つの老い」の進行に伴う課題等を踏まえ、新築から再生までのライフサイクル全体を見通した管理・再生の円滑化等を図るための「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月 23 日に成立し、同月 30 日に公布されました。（詳細は別紙をご参照ください。）

改正法の施行に向けて、改正内容の周知等を図るため、国土交通省と法務省が連携し、改正法の背景及び概要について説明会を開催します。

本説明会の開催後に、本年秋頃から全国 47 都道府県における説明会の開催も予定しております。詳細は、追ってプレスリリース等によりご案内いたします。

- 1. 主な対象者：**区分所有者、マンション管理士、マンション管理業者、ディベロッパー、マンション政策に携わる自治体職員 等
- 2. 日 時：**令和 7 年 7 月 8 日（火）14：00～15：00（開場・受付開始：13：30～）
- 3. 会 場：**ビジョンセンター東京八重洲 9階 Vision Hall
（東京都中央区日本橋 2－3－4）
- 4. 定 員：**280 名（先着順）
※説明会の様子は、以下の国土交通省のHPに後日公開いたします。
<https://www.mansion-info.mlit.go.jp/>
- 5. 主 な 内 容：**改正マンション関係法の背景及び概要について
- 6. 参 加 費：**無料
- 7. 参 加 方 法：**事前の申込みが必要です。下記の申込みフォームからお願いします。
<https://form.run/@mx-ksknet-zasVQkuxKkJkJoClZnFFxC>
※申込みの締切りは 6 月 30 日（月）18：00 までになります。定員になり次第、受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。
※複数人で参加希望の場合、人数分の申込みが必要になります。

＜問合せ先＞ ※参加申込みの方法等については、申込みフォームのメールアドレスから問い合わせください。
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 電話：代表 03-5253-8111